第三者提供および国際的データ移転に関する社内規程

（個人情報保護法第 27 条・第 28 条、GDPR 第 44 条準拠）

第 1 章　総則

第 1 条（目的）

本規程は、当社が旅行サービスの提供に関連して取り扱う個人データについて、

- 個人情報保護法第 27 条（第三者提供の制限）
- 個人情報保護法第 28 条（外国にある第三者提供）
- GDPR 第 44 条（国際的データ移転の一般原則）

を遵守し、適切な第三者提供および国際的データ移転を行うことを目的とする。

第 2 章　第三者提供の基本原則（個人情報保護法第 27 条）

第 2 条（第三者提供の原則禁止）

当社は、以下の場合を除き、本人の同意なく個人データを第三者に提供しない。

- 法令に基づく場合
- 生命・身体・財産の保護のために必要な場合
- 公衆衛生・児童の健全育成のために必要な場合
- 国または自治体の事務遂行に協力する必要がある場合
- 学術研究目的に該当する特例（当社は通常該当しない）

第 3 条（オプトアウト提供の禁止）

当社は、オプトアウト規定による第三者提供を行わない。

※オプトアウト提供には厳格な届出義務があり、旅行会社の通常業務には適さないため。

第 3 章　第三者提供の手続き

第 4 条（本人同意の取得）

第三者提供を行う場合、以下の要件を満たす同意を取得する。

- 明確で具体的な目的
- 任意性の確保
- 同意撤回権の説明
- 特別データ（健康情報等）は明確な同意が必要

第 5 条（確認・記録義務）

第三者提供を行う際は、以下を確認し記録する。

- 提供先の名称
- 提供したデータの項目
- 提供年月日
- 本人同意の有無
- 提供理由

- 提供先が適切に個人データを取り扱う体制を有するか

第 4 章　外国にある第三者への提供（個人情報保護法第 28 条）

第 6 条（国際的データ移転の原則）

当社が航空会社、ホテル、現地手配会社等の 外国事業者へ個人データを提供する場合、以下のいずれかを満たす必要がある。

1. 本人の明確な同意を取得する
2. 提供先の国が日本と同等の保護水準を有すると認められている場合
3. 提供先が適切な保護措置を講じる体制を有する場合（契約等による保証）

第 7 条（本人への情報提供）

国際的データ移転を行う場合、以下を本人に通知または公表する。

- 提供先の国名
- 当該国の個人情報保護制度の概要
- 提供先が講じる保護措置
- 本人が行使できる権利

第 5 章　GDPR 第 44 条に基づく国際的データ移転の原則

第 8 条（GDPR の一般原則）

当社が EEA 域内の個人データを取り扱う場合、GDPR 第 44 条に基づき、以下の原則を遵守する。

- データ移転は、GDPR の保護水準を損なわない方法で行う
- 適正性認定、標準契約条項（SCC)、拘束的企業準則（BCR）等の適切な保護措置を確保する
- 必要に応じて追加的技術的・組織的措置を講じる
- 移転の法的根拠を文書化し、監査可能な状態を維持する

第 6 章　外的環境の把握

第 9 条（移転先国の調査）

外国事業者へデータを提供する場合、当該国の以下を調査する。

- 個人情報保護制度
- 監督機関の有無
- 事業者の安全管理措置
- データ主体の権利保護状況

第 7 章　教育・監査

第 10 条（従業員教育）

第三者提供および国際的データ移転に関する教育を定期的に実施する。

第 11 条（内部監査）

第三者提供の記録、国際的データ移転の手続き、同意取得状況について定期的に監査を行う。

第 8 章　附則

第 12 条（制定・改定）

本規程の制定・改定は、個人情報保護管理責任者が起案し、経営会議の承認を得て実施する。